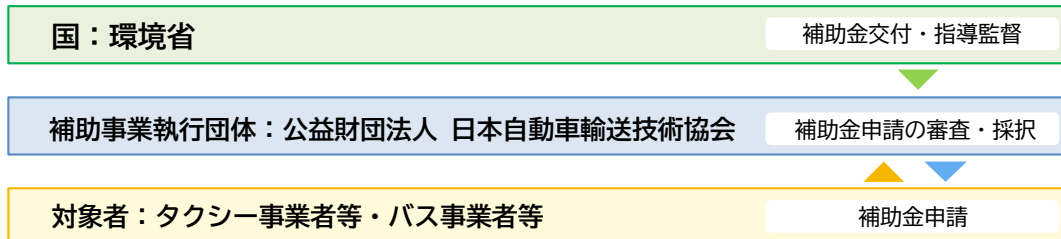


令和5年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金 （商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））

タクシー車両 および バス車両の電動化促進事業を支援します！

事業スキーム



補助対象

1. 電動化対応タクシー・バスの導入支援

- ① 電気自動車（BEV）
- ② プラグインハイブリッド自動車（PHEV）
- ③ 燃料電池自動車（FCV）



2. 充電設備の導入支援

- ① 急速充電器、普通充電器、V2H・外部給電器及び高圧受電設備
- ② 電気自動車用充電設備等の導入に必要な工事費

補助額（予算総額 約90億円）

補助対象車両	タクシー車両補助率	バス車両補助率
① 電気自動車(BEV)	※車両本体価格の1/4	対象車両と同クラスの標準的燃費基準自動車との価格の差額の2/3
② プラグインハイブリッド自動車(PHEV)	※車両本体価格の1/5	
③ 燃料電池自動車(FCV)	※車両本体価格の1/3	車両本体価格の1/2

※タクシー車両については、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の車両本体価格は上限を600万円、燃料電池自動車の車両本体価格は上限を1,000万円として計算します。
ただし、乗車定員9人以上の場合は、車両本体価格の上限を1,200万円とします。

充電器（上限あり）	設置工事費（上限あり）
補助率：1/1、1/2 及び 1/3	1/1

※具体的な補助金額はJATAホームページ、補助対象車両等一覧(タクシー・バス・充電設備)をご覧ください。

補助金申請受付期間

令和6年3月8日（金）～令和7年1月31日（金）
（ただし、バスについては、令和6年6月28日（金）までを一次公募とします。）

当該事業において、タクシー車両は充電設備を同時に申請される場合になります。

申請に関する詳細は、公益財団法人日本自動車輸送技術協会のURLからご覧ください。

https://ataj.or.jp/subsidy/efv-f_taxibus_r5/

提出先およびお問い合わせ先

公益財団法人日本自動車輸送技術協会 補助金執行グループ TEL03-6836-1203